

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。入札保証金の額が不足している場合、その入札は無効となる。（見積もる契約金額とは、消費税を含む額であること。）

ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた場合。

2 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付方法については次のとおりとする。

- (1) 第3号様式の入札保証金納付書発行依頼書と第4号様式の債権・債務者登録申出書に必要事項を記入し、令和8年2月18日（水）12時までに沖縄県中央児童相談所総務班へ提出すること。（FAXで送信する場合は、電話で当所に受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）
- (2) (1)の依頼にもとづき、納付書を発行するので沖縄県中央児童相談所にて受け取り、納入通知書に記載されている金融機関で入札保証金を納めること。
- (3) 令和8年2月19日（木）午後5時までに沖縄県中央児童相談所総務班担当者まで領収書の写しを提出すること。

3 入札保証金の免除

入札保証金の免除申請方法については次のとおりとする。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。
入札保証保険契約書（原本）を令和8年2月19日（木）午後5時までに沖縄県中央児童相談所総務班へ提出すること。

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約の履行実績をもって免除申請する場合。
一般競争入札参加資格確認申請書を提出する際に、同種・同規模契約の実績（第2号様式）及び契約書（写し）を合わせて提出すること。

4 入札保証金の還付

当該入札において落札しなかった場合は、第7号様式の入札保証金還付請求書を沖縄県中央児童相談所に提出し、約3週間後に指定された口座へ振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金に原則充当とする。ただし、充当を希望しない場合は契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付することとする。

5 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

ただし、契約担当者から特に指示があった場合はこの限りではない。